

# 扶桑町ごみ処理基本計画のあらまし

## 計画策定の背景と目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき改訂するものであり、環境基本法に基づく環境基本計画、自治体の基本的計画となる総合計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

扶桑町においては、ごみ処理基本計画を平成26年度、令和元年度と5年毎に改訂し、令和6年度を目標年度として、ごみの減量、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできました。その結果、ごみの排出量が減少するなど、一定の成果が出ています。

今回、ごみ処理を取り巻く考え方や法制度の動向、住民・事業者の意向を反映し、扶桑町において一歩進んだ循環型社会の実現を目指すため、ごみ処理基本計画を策定します。なお、計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とし、計画期間内であっても、社会情勢が大きく変化した場合には、適宜見直しをします。

## 現行計画の目標達成状況

現行のごみ処理基本計画では、1人が1日に排出するごみの量について、数値目標を設定しています。

令和5年度の実績では、家庭系は目標を達成しましたが、事業系は達成できていません。



家庭系は  
目標達成！

1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	H30 実績値	R5 目標値	R5 実績値	達成 状況
家庭系ごみ	448	435	424	達成
事業系ごみ	127	121	127	未達成

## 新たな計画の基本的事項

扶桑町では従来実施してきた施策に加え、「第5次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）を踏まえ、資源循環型社会の形成をするため「持続可能な社会の実現化」を基本理念として掲げ施策を実施してきました。今計画でもこの基本理念を踏襲し、循環社会の実現に住民・事業者・行政が一丸となって課題解決に取り組んでまいります。

### 計画の基本理念

## 持続可能な社会の実現化 ～資源を大切にし、持続可能なまちの実現～



### 計画人口

計画期間における扶桑町の人口は、以下のように設定します。

人口は令和5年度から横ばいで推移し、その後減少すると見込まれています。

年度	計画人口 (人)	
実績値	R5	34,999
中間目標年度推計値	R11	35,025
目標年度推計値	R16	34,735

### 計画の数値目標

計画の数値目標は、家庭系ごみ、事業系ごみとともに、1人1日当たりの排出量で設定しました。



種類	H30	R5	R11	R16
	実績値	実績値	中間目標年度	目標年度
家庭系ごみ（1人1日あたり排出量：g/人・日）				
合計	448	424	424	412
事業系ごみ（1人1日あたり排出量：g/人・日）				
可燃ごみ	127	127	119	115

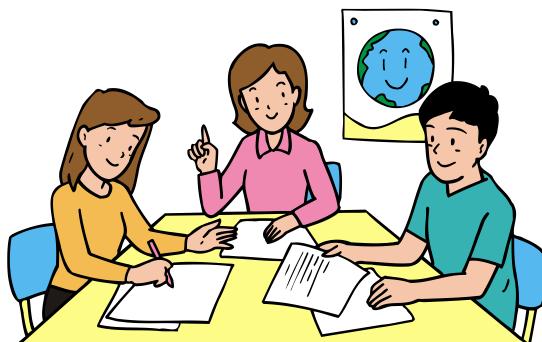
基本方針		基本的な施策	
持続可能な社会に向けた 意識改革	さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信	1) 広報紙、回覧板、ホームページ等による啓発、情報発信 2) 施設見学会等の開催 3) ごみ減量説明会(出前講座)の開催 4) 事業所向け手引書の作成	
	環境教育、環境学習の推進	1) 廃品再利用コンテストの開催 2) 小学生向け副読本の作成	
	ごみ処理費用負担の適正化	1) 事業系ごみの処理手数料の適正化	
	ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信 基地の充実	1) 収集・啓発・情報発信拠点の整備	
ごみの発生 抑制の推進	住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>	1) レジ袋の削減 2) リサイクル推進協力店制度の加入店の拡大	
	家庭生活における取り組みの推進 <家庭系ごみ>	1) 不用品交換情報等の広報掲載 2) エコクッキングの推進 3) フリーマーケットINふそう会への支援	
	事業所に対するごみ減量の指導強化 <事業系ごみ>	1) 多量排出事業者に対するごみ減量化計画作成・提出の指導	
ごみの資源化の推進	生ごみの資源化の推進 <家庭系ごみ>	1) 生ごみ処理機等設置への補助 2) 家庭でできた堆肥の有効利用の普及促進	
	紙類、容器包装類等の資源化の推進 <家庭系ごみ>	1) 集団回収への補助 2) プラスチック製容器包装の分別促進 3) 雑紙の分別収集の推進 4) リサイクル活動団体への支援	
	生ごみの資源化の推進 <事業系ごみ>	1) 公共施設の生ごみ処理機等の活用 2) 事業所の生ごみの資源化の推進	
	循環資源の高度利用	1) 使用済み小型家電の資源化の推進 2) 剪定枝の資源化の促進	
	再生品の利用促進	1) 公共施設での再生品利用及びグリーン購入の促進 2) 住民、事業者に対する再生品利用のPR	
	事業者への指導強化	1) 資源物の分別の指導	
ごみの適正処理 体制の確保	収集運搬	1) ごみ出し、収集に関する体制の検討	
	中間処理	1) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備 2) 新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化	
	最終処分	1) 最終処分量の低減 2) 最終処分場の安定的確保	
	ごみ散乱防止計画	1) ごみ散乱への対策 2) 不法投棄防止活動の実施 3) 住民・事業者の清掃活動に対する支援 (アダプトプログラム)	

## 計画の推進体制

基本理念である「持続可能な社会の実現化」を達成するためには、行政の努力はもちろんのこと、住民・事業者の三者が一丸となって連携して取り組んでいく必要があります。そのために、三者がそれぞれの役割を果たすと同時に、進捗状況等を適宜評価することにより、必要に応じた改善策を検討します。

### ●住民・事業者・行政の役割分担

	住民の役割	事業者の役割	行政の役割
持続可能な社会に向けた意識改革のために	ごみと環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者としての意識と責任を持つとともに、地域での清掃活動等に積極的に参加する。	企業の社会的責任として、環境に配慮した企業経営を行うとともに、他の業界・事業者と連携を深める。	率先して意識改革を行うとともに、住民・事業者に対して、施設見学会や情報提供等を積極的に行う。
ごみの発生抑制の推進のために	一人ひとりが極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がける。	事業活動においてごみの発生抑制を意識し、ごみの出にくい商品づくりや簡易包装を心がける。	ごみの減量化に有効な施策を模索し、住民・事業者に対して協力を呼びかける。
ごみの資源化の推進のために	日常生活において、再生品を購入するなど、リサイクルを意識して行動する。	事業活動において再生品を多く利用する。また再生利用ルートや技術の確立を行う。	ごみの資源化に有効な施策の策定・実施と、リサイクル活動等への積極的支援を行う。
ごみの適正処理体制の確保のために	町のごみ出しルールに従い、新たな分別収集の導入について理解・協力する。	「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って発生したごみの処理を行なう。	ごみの適正な処理体制の維持・整備及び住民・事業者への協力を呼びかける。



# 食品ロス削減推進計画のあらまし



## 計画策定の背景と目的

日本ではまだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題は、SDGsのターゲットの1つでもあり、国際的にも重要な課題と位置付けられています。

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながります。

食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらにはCO<sub>2</sub>排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

今回策定する「扶桑町食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、扶桑町における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、町民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

## 食品ロスの発生状況

扶桑町の食品ロスの発生状況（令和4年度 推計値）

食品廃棄物等  
3,884 トン

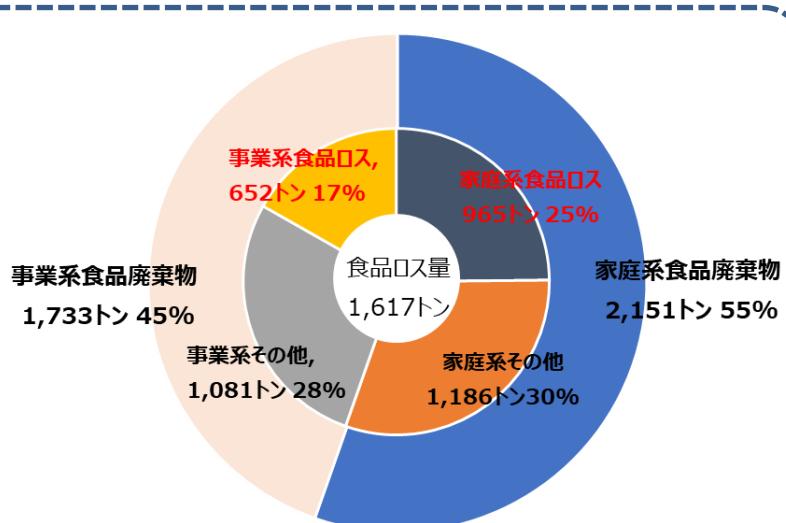
事業系食品  
廃棄物等  
1,733 トン

家庭系食品  
廃棄物等  
2,151 トン

うち食品ロス量  
1,617 トン

事業系  
食品ロス  
652 トン

家庭系  
食品ロス  
965 トン



扶桑町の1人1日当たりの食品ロス量は家庭形が76g/人・日、事業形が51g/人・日となっており、愛知県全体の平均値に比べると、家庭形の食品ロス量が上回っています。

## 計画の目標

国及び愛知県の目標を踏まえ、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させることを目指して目標を設定しました。

	現状 (令和4年度)	目標 (令和12年度)
家庭系 食品ロス量	187トン	178トン (△4.8%)
事業系 食品ロス量	260トン	235トン (△9.8%)

## 施策の展開

### ○環境学習、普及啓発等

- ・小学生を対象とした環境学習講座
- ・エコクッキング教室の開催
- ・てまえどりの啓発

### ○情報の収集や提供など食品関連事業者の取組に対する支援

- ・飲食店への3010運動の啓発

### ○実態把握調査や町民意識調査

### ○未利用食品等を提供するための活動の支援

- ・地域や活動団体と連携したフードドライブ事業

### ○食品廃棄物の再生利用等の促進

- ・町民へのコンポスト普及
- ・消費者向け啓発資材の提供・貸出
- ・事業者への食品廃棄物の再生利用（飼料化、肥料化、その他）の働きかけ

## 計画の推進体制

食品ロスの削減を着実に進めていくため、町民、地域、事業者、団体との協働の取組を推進します。

町が主体となって実施する取組については、教育、生涯学習、福祉など関連部局との情報共有を行い、連携を図ります。

### 【お問い合わせ】

扶桑町 生活安全部 環境課

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

tel: 0587-92-4112 (ダイヤルイン) <http://www.town.fuso.lg.jp/>

令和7年3月